

# 1 統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）

最終改正：平成 31 年 3 月 19 日条例 11 号

統計調査条例(昭和 39 年兵庫県条例第 42 号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関して必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県統計調査」とは、法第2条第5項に規定する統計調査のうち県が行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として行うもの
  - (2) 行政機関(法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)その他の者から委託を受けて行うもの
- 2 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事その他の執行機関又は公営企業若しくは病院事業の管理者(以下「知事等」という。)が指定したものをいう。
- 3 この条例において「調査票情報」とは、県統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいう。
- 4 この条例において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工したものをいう。

(県基幹統計調査の指定等)

第3条 知事等は、前条第2項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和 36 年兵庫県条例第 20 号)第1条第1項に規定する統計委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 知事等は、指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定の解除について準用する。
- 4 知事等は、県基幹統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法、次条に規定する報告義務に関する事項その他必要な事項を告示しなければならない。

(報告義務)

第4条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第1項の規定により報告を求められた個人が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(統計調査員)

第5条 知事等は、県基幹統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

- 2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、県基幹統計調査に関する事務に従事する。

(立入検査等)

第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第7条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第8条 知事等は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果については、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の二次利用)

第9条 知事等は、次に掲げる場合には、調査票情報を利用することができる。

(1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合

(2) 県統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第10条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、知事等の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

(1) 行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として知事等の規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるものを行う者 当該知事等の規則で定める統計の作成等

2 知事等は、前項(第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。)の規定により調査票情報を提供したときは、知事等の規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

(2) 前項の規定により提供した調査票情報に係る県統計調査の名称

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事等の規則で定める事項

3 第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、知事等の規則で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した知事等に提出しなければならない。

4 知事等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、知事等の規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第2項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事等の規則で定める事項

第10条の2 知事等は、前条第1項に定めるもののほか、知事等の規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の知事等が行った県統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるものを行う者に提供することができる。

2 前条第2項及び第4項の規定は前項の規定により調査票情報を提供した知事等について、同条第3項の規定は前項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「前項(第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあり、同項第1号及び第2号中「前項」とあり、並びに同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

(委託による統計の作成等)

第11条 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、知事等の規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の知事等が行った県統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるものを行うことができる。

2 知事等は、前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、知事等の規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 前項の規定により統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称

- (2) 前項の規定により統計の作成等に利用する調査票情報に係る県統計調査の名称
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等の規則で定める事項
- 3 知事等は、第1項の規定により統計の作成等を行ったときは、知事等の規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
  - (2) 第1項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等の規則で定める事項

(匿名データの作成及び提供)

第12条 知事等は、その行った県統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 知事等は、前項の規定により県基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
  - 3 知事等は、知事等の規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるものを行う者に提供することができる。
- 4 第10条第2項及び第4項の規定は前項の規定により匿名データを提供した知事等について、同条第3項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「前項(第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあり、同項第1号及び第2号中「前項」とあり、並びに同条第3項中「第1項」とあるのは「第12条第3項」と、同条第2項及び第3項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。

(手数料)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 第10条の2第1項の規定により調査票情報の提供を受ける者 次に掲げる額の合計額
  - ア 調査票情報の提供に要する時間1時間までごとに4,400円
  - イ 調査票情報の提供の方法に応じ、実費を勘案して知事等の規則で定める額
- (2) 第11条第1項の規定により知事等に委託をする者 次に掲げる額の合計額
  - ア 統計の作成等に要する時間1時間までごとに4,400円
  - イ 統計の作成等の種類及び作成した統計等の提供の方法に応じ、実費を勘案して知事等の規則で定める額
- (3) 前条第3項の規定により匿名データの提供を受ける者 次に掲げる額の合計額
  - ア 2,000円
  - イ 知事等が調査の基準となる期日又は期間及び調査票情報の種類に応じて区分した匿名データファイル1ファイルにつき4,500円
  - ウ 匿名データの提供の方法に応じ、実費を勘案して知事等の規則で定める額

(調査票情報等の適正な管理)

第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として知事等の規則で定めるものを講じなければならない。

- (1) 第10条第1項又は第10条の2第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
  - (2) 知事等 第12条第1項の規定により作成した匿名データ
  - (3) 第12条第3項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 第10条第1項又は第10条の2第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者その他の当該提供に係る調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- (2) 第10条第1項又は第10条の2第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

(3) 第12条第1項の規定による匿名データの作成に従事する知事等の職員又は職員であった者 当該匿名データに係る調査票情報を取り扱う業務

2 第10条第1項若しくは第10条の2第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第12条第3項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(補則)

第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等の規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

(2) 第15条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第18条 第15条第1項各号に掲げる者が、その取り扱う同項各号に規定する調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

(2) 県基幹統計調査の結果の作成に従事する者で県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)

(2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 第12条第3項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第21条 第17条第1項第2号、第18条及び前条第3号の罪は、県の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(県指定統計調査に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の統計調査条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定により指定された県指定統計調査は、改正後の統計調査条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定により指定された県基幹統計調査とみなす。

(調査票の使用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第8条ただし書の規定により調査票を使用している者は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、新条例の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

(調査票に関する経過措置)

4 旧条例の規定により県指定統計調査によって集められた調査票に記録されている情報は、新条例の規定による県基幹統計調査に係る調査票情報とみなす。

5 旧条例の規定により県指定統計調査以外の統計調査によって集められた調査票に記録されている情報は、新条例の規定による県基幹統計調査以外の県統計調査に係る調査票情報とみなす。

(結果の公表に関する経過措置)

6 施行日前に公表されていない県指定統計調査の結果に対する旧条例第10条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧条例の規定に基づく処分又は手続の効力)

8 施行日前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新条例に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってしたものとみなす。

(個人情報の保護に関する条例の一部改正)

9 個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第53条第1項各号を次のように改める。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第5項に規定する統計調査によって集められた保有個人情報

(2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる保有個人情報

(3) 統計法第16条の規定により同法第2条第6項に規定する基幹統計調査に関する事務の一部を行う場合において国から提供を受けた同条第10項に規定する行政記録情報に含まれる保有個人情報

(附属機関設置条例の一部改正)

10 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表長期ビジョン審議会の項の次に次のように加える。

統計委員会	統計調査条例(平成20年兵庫県条例第49号)による県統計調査の実施及び結果の利用に関する重要事項の調査審議に関する事務
-------	---

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中第44号を第43号の3とし、同号の次に次の1号を加える。

(44) 統計委員会

別表第1長期ビジョン審議会の項の次に次のように加える。

統計委員会	委員長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2長期ビジョン審議会の委員の項の次に次のように加える。

統計委員会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
----------	---------------------

附 則(平成31年3月19日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。(後略)